

第6回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月25日(火) 13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2
3. 出席委員 14人

会長	1番	内海 武博			
会長職務代理者	2番	作田 博	3番	折元 文則	
	4番	日南田貴美	5番	宮丸 和也	6番 安井 弘之
	7番	鈴木 義昭	8番	石井 裕士	9番 島津 健治
	10番	上野 悟	11番	桜井 陽子	12番 得納 逸二
	13番	立石 浩一	14番	兼国 幸秀	

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし
5. 議事録署名委員の指名 10番 上野 悟 13番 立石 浩一
6. 議事日程

第1 付議事項

- 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について(5件12筆)
- 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について(2件2筆)
- 議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)
- 議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)

第2 協議事項

- (1) 農地法に基づく処分に係る審査基準等の一部改正(案)について
(農地法関係事務処理ガイドラインの一部改正について)

第3 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 農地法第3条の3の規定による届出書について
- (3) 非農地証明申請について(6件9筆)
- (4) 農地台帳への登録について(2件2筆)
- (5) 農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)
- (6) 農業相談について

第4 連絡事項

- (1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子
8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠
9. 傍聴者 なし
10. 会議内容(議長1番 内海 武博) (開会13時30分)

事務局 はい、すみません。定刻となりましたので総会を開会いたします。注意事項
 といしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてくだ
 さい。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席してくだ
 さい。では会長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

議長 それでは第 6 回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任委員は 14
 人、本日の出席委員は 14 人です。世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定に
 より、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立いたします。本日
 の議事録署名者は、10 番上野 悟委員さん、13 番立石 浩一委員さんにお
 願いをいたします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第
 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告事項(1)「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 9 件
 (付議事項)

議長 次に、付議事項に入ります。推進委員は 1 名のみ入室していただき、事務局
 からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたい
 と思います。質問やご意見がある委員は、マイクのスイッチを入れて、委員番
 号・名前を述べていただき、議長より指名を受けておこなってください。また、
 報告が終わられた推進委員は、お帰りいただくこととしますので、よろしくお
 願いします。

(議案第 28 号)

議長 それでは、議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」5
 件 12 筆を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集 1 ページをご覧ください。議案第 28 号「農地法第 3
 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	地積
■■■■■	■■■■■	(渡) 遠方に居住しており、耕作が困 難なため (受) 既存経営地の隣接地であり、耕 作に便利なため	勝見 黒木啓 藤高	3,175㎡
■■■■■	■■■■■	(渡) 今後、高齢となった時、耕作困 難となり農業後継者もいないため (受) 既存経営地の隣接地であり、耕 作に便利なため	勝見 黒木啓 藤高	2,385㎡

被相続人 ■■■■■ 持分 1/4 代襲相続人 ■■■■■ 持分 1/8 代襲相続人 ■■■■■ 持分 1/8 代襲相続人 ■■■■■ 持分 1/2 ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■において、■■■■■ ■■■■■ ■■■■■により、持分全部移転（被相続人■■■■■ ■相続人■■■■■ ■分）		（渡）相続により農地を取得予定だが、譲受人より農地を取得したいと依頼があったため （受）経営規模を拡大するため	松田 堀田 小池要	879 m²
■■■■■ ■■■■■	■■■■■	（渡）遠方に居住しており、農業後継者もないため （受）経営規模を拡大するため（譲受人は、農地所有適格法人）	田丸 小迫 中村	5,178 m²
■■■■■	■■■■■	（渡）遠方に居住しており、耕作が困難なため （受）自宅の近隣であり、贈与を受け耕作するため	竹村 田中 岩山	193 m²

事務局からは以上です。

事務局 （議案集により 1 件目・2 件目について朗読説明。）

議長 はい、1 件目、2 件目について勝見委員さんより報告をお願いします。

勝見委員 はい、失礼します。1 件目につきましては 6 月 15 日の 15 時から、黒木委員、藤高委員の 3 名で現地調査を実施しました。その結果、■■■■■さんはですね、遠方に居られるので、■■■■■の方が耕作を昨年までされておったのですが、今年から、「作られない」ということで、■■■■■さんが耕作されるということで、自

分の持っている土地のすぐ下の田圃なので、ついでに購入しようということで、
こういうことになっているようです。特に問題は無く、耕作されております。
2件目の■■■さんの件ですが、これも同じ15日の15時から黒木委員、藤高
委員の3名で現地調査をいたしました。この土地については、■■■さんの
自宅の裏のすぐ裏の土地でありまして、草刈等の管理も十分されておりまして、
特に問題は無いと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により3件目について朗読説明。)

議長 はい、3件目について松田委員さんより報告をお願いします。

松田委員 はい、6月17日9時40分頃に、堀田委員、小池要治委員、松田の3名で現地を確認しました。申請地については、草刈管理がされておりました。その他として、6月21日に譲受人の■■■さんと面談し、以前、農地法3条により譲り受けてブドウを作付けしている隣接する圃場について、「農業経営をしているようには見えない」とお伝えをしたところ、今回、取得予定の申請地と合わせて規模を拡大して、棚等の設備を設置して、農業経営として栽培して行くとの意向を確認しました。報告は以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、6番委員さんどうぞ。

6番 はい、6番安井です。今、松田さんが言われたように、私もちょくちょく、あそこを通るたびに、家にもブドウを作ってるんで、あれじゃだめだと思って、いつも見て通ってるんですが、土地は造成されて、何時でも、宅地にでもできるんじゃないかというような状態にもなってる。何か計画でも出てるんですかね、農業経営計画とか。

議長 はい、では事務局から。

事務局 はい、作付け計画等は今回のものに関しても出ております。今回、許可妥当と判断されましたら、同じ様にですね農地改良届を出されて、盛り土等をされて、前回3条許可が出たところと合わせて、一体的に整備して、先程、松田委員からもございました通り、本人へ確認したところ、棚等を設置してやって行くということで、確認の方はさせていただいております。転用と言う話では全く聞いてなく、転用はないですということは、事務局の方からでも確認をさせていただいて、しないということではお聞きしております。

6番 分かりました。ありがとうございました。

議長 よろしいですか。はい、他にはありませんか。

議長 はい、7番鈴木委員さん。

7番 7番鈴木です。今の件ですが、一応棚とか作るということではあるんですが、そこらへんの、一張でも棚は棚、数張でも棚でやる、その位はやってるというようなところは言われてるかもわからんのんですが、基準はおそらくないとは思いますが、どの程度が許されるもんなんだろうかというふうにちょっと思うんですが、疑問で。

議長 はい、それについて事務局。

事務局 はい、ブドウの関係の作付けに関しましては、前回の3条許可の時にも、東部農業技術指導所の方に、どれくらいの間隔、面積を植えるかというところで確認させていただいて、それを基に■■さんともお話をさせていただいて、それに準じた、標準的な作付けの面積等ございますが、そういった所で間隔をあけて作付けをするということで、作付け図等も、今回のものに関しても、改良工事と合わせて出していただく予定となっております。図面とかも、僕も分からない部分もございますので、指導所の方にそのまま送らせてもらって、これで計画的にはどうなのかというところを直接聞いて、これなら問題ないというところで、ご回答いただいているということです。以上です。

議長 よろしいですか。

議長 他にはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございます。
(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により4件目について朗読説明。)

議長 はい、4件目について田丸委員さんより報告をお願いします。

田丸委員 はい、報告します。6月16日の午前9時に、現地調査委員3名で現地を確認しました。申請地については水稻が植えてありました。一部自己管理で草刈だけをされているところもございます。その他気になる所はございません。以上確認したことを報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございます。
(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により5件目について朗読説明。)

議長 はい、5件目について竹村委員さんより報告をお願いします。

竹村委員 竹村と申します。去る6月20日、若山委員さん、田中委員さんと私の3人で現地の確認に行きました。以前よりきれいに耕作されてる畑でした。それをそのまま、現在も耕作されています。全く問題なく、調査終わりました。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第29号)

議長 続きまして、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」(2件2筆)を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集29ページをご覧ください。議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」)の内容

譲受人	譲渡人	当該農地	転用目的等	現地調査委員	備考
 (所有権移転)		田1筆 1,374㎡	太陽光発電設備	小池要 小池栄 堀田	第2種農地 農用地区域外
 (所有権移転)		田1筆 791㎡	太陽光発電設備	小池要 小池栄 堀田	第2種農地 農用地区域外

事務局 この2件につきましては、以前に農業委員会総会で、許可妥当と判断していただきまして、許可証の方送付しておりましたが、譲渡人、当時の譲受人の方から取り消し願の方が提出されまして、一旦取り消しをさせていただいたものでございます。この度、新たな譲受人が決まったということもございまして、譲渡人、譲受人から申請をいただいたものになります。(議案集により1件目・2件目について朗読説明。)

議長 はい、1件目・2件目について小池要治委員さんより報告をお願いします。

小池要委員 はい。委員の小池です。よろしくお願いします。まず、1 件目です。6 月 17 日の 9 時 35 分頃ですね、堀田正登さんと小池栄治委員と私、3 人で現地を確認させていただきました。その結果、ほぼ写真の通りで、工事は未着手の状態で、非農地で雑草が茂った状態でした。以上でございます。2 件目も、同じ堀田正登さんと小池栄治委員と私、3 名で現地を確認いたしまして、写真の通りで、工事未着手の状態で、非農地で雑草が茂った状態でありました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 30 号)

議長 続きまして、議案第 30 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について (利用権設定)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは、世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 失礼いたします。産業振興課の年宗です。よろしくお願いいたします。それでは、別冊議案第 30 号「農用地利用集積計画 (利用権設定) の作成について」説明いたします。2 ページをお開きください。(以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について農用地利用集積計画 (利用権設定) の集計を概略説明。)

甲山地区 2 筆 2,359 m² 世羅地区 2 筆 25,010 m²

合 計 4 筆 27,369 m²

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 31 号)

議長 続きまして、議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用集積計画について (一括方式)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められて

おります。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 はい。別冊議案第 31 号「農用地利用集積計画（一括方式）の作成について」農地中間管理機構を通した契約の集約になります。2 ページをお開きください。（以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について農用地利用集積計画（一括方式）の集計を概略説明。）

世羅地区 6 筆 10,968 m² 世羅西地区 4 筆 4,140 m²

合 計 10 筆 15,108 m²

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで協議事項・報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。よろしくお願いします。

（議長交代 3 番 折元 文則）

（14 時 04 分）

（協議事項）

議長 それでは、協議事項（1）農地法に基づく処分に係る審査基準等の一部改正（案）について（農地法関係事務処理ガイドラインの一部改正について）事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集別冊、協議事項（1）をご覧ください。「農地法に基づく処分に係る審査基準等の一部改正（案）について」説明させていただきます。農地法関係事務処理ガイドラインにつきましては、この度、広島県の方で一部改正の方がございました。各市町の農業委員会におきましては、広島県で作成された、ガイドラインを基に、各市町の農業委員会におきまして事務処理のガイドラインの方、作成させていただいております。この度、広島県におきましてガイドラインの方が改正されましたので、併せて世羅町農業委員会の方でも農地法関係事務処理ガイドラインの方の改正となっております。主な改正点でございますが、1 ページめくっていただきまして、裏側に農地法関係事務処理ガイドラインの改正概要について挙げさせていただいております。1 件目でございますが、これは、今まで登記事項証明書は原本に限る。ということで、添付書類を付けていただいたものが、登記情報提供サービスによる照会番号の記載がある登記情報を印刷した書面に代えることが出来る。という取り扱いになりましたので、それに基づいてそれぞれ、登記事項証明書が必要だった書類に関しましては、登記情報提供サービスによる照会番号でも出来るということで、全ての様式、文言等を変更の方、させていただいております。また、2 番目でございますが、農地法関係事務処理基準等の改正の関係で、3 条許可の関係とかにつきましては、現地調査に加えて、人工衛星とか無人航空機により得られた動画・画像で調査することも可能ということで、本文を改めております。その他、3

件目・4件目につきましては、それぞれの運用の扱い及び、盛土規制法の関係につきまして、そういった物をガイドラインの中に含めさせていただいております。続いて5件目ですが、これは、農地法施行規則の一部改正が、今年度4月から営農型太陽光発電設備に係る農地転用許可制度上の取り扱いに関するガイドラインが新たに制定されたことに伴いまして、審査基準及び関係書類等、増えておりますので、それに対応するための改正でございます。続いて6件目・7件目につきましては、家畜所有者からの埋却予定地の場合の取り扱いについて、参考資料を追加したことと、7番目の地域経済牽引事業の促進、世羅町ではあまり無いかも知れませんが、そういった所で参考資料が追加されたということでございます。新旧対照表につきましては、少し見にくいんですが、付けさせていただいております。事前に資料等送付させていただいておりますので、ご確認をさせていただいていると思いますので、説明の方は割愛させていただきます。この度の協議事項の方で、異議なしということでございましたら、7月1日から、ガイドライン等改正した様式等で運用の方、させていただきたいと思っております。皆様にお配りさせていただいております、ピンク色のファイルなんですが、これは7月以降の新しいガイドライン等に差し替えさせていただいて、次回の総会からは新しい内容になっているのと町のホームページ上でもですね、ガイドラインと様式等の変更もございますので、予定といたしましては、7月1日から町のホームページでも掲載をさせていただくという予定をさせていただいております。以上です。

議長

はい、事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長

はい、5番委員。

5番

はい、5番宮丸です。先程、表紙をはぐった所に1番から7番の中の5番のところなんですが、会の冒頭、新聞記事でもご説明いただいたんですけども、1点・2点質問をさせていただきます。このガイドライン、国のガイドラインが示されてですね、営農型太陽光発電に係る許可制度、許可のガイドラインについては、大変字が小さかったんですけど、読んでみると、大変厳しくなったというふうにとらえました。計画だけでなく、実績まできちんと報告書も提出させるような形になっていると思います。厳しくなっているととらえているんですが、それでよろしいでしょうか。これが1点。2点目は、本町の場合、営農型太陽光発電に係る事例がありました。それについては、先程の新聞記事の一番下の段にもありましたが、最初10年ある現行の許可期間を終えて、と書いてありますので、許可期間を終えないと、このルールというのは適用できないのか。以上です。

議長

はい、事務局。

事務局

はい、まずご質問いただきました1点目の関係でございますが、添付書類につきましては大幅に、必要書類がかなり増えておりまして、今までなかった様な収支決算、今後10年間の収支計算、電気、営農型太陽光発電することによってそういったものとかですね、あとは、その書類の中で、意見を持った、知識を持っている方とか、作付けをされる作物のことを分かっている方の意見書

というかですね、そういったものを付けていただくという形になっておりますので、かなり要件的には、かなり厳しくなっていると思います。2点目の関係でございますが、これにつきましては、すでに許可しているものに関しましては、その期間が過ぎるまでは、今までと同様でございます。今後、新たに営農型太陽光として許可するものに関しましては、今回のガイドラインの改正要綱とかが、全て適用されるということになります。以上です。

5 番
議長
会長

ありがとうございました。良く分かりました。

はい。

補足という言い方すれば良いのか分かりませんが、先月の総会で言いましたかね？営農型について、下で盛んに出ているのが、柿とか柿なんですよ。食の安保というようなことをかなり議論されている中で、柿、柿が食とは関係ないんじゃないかというふうな議論が出かかっています。というようなところで、その下で野菜とかそういうものを、柑橘類にしても、そういう食べれるものを植える。ではなくてそういうもので良いのかな？というようなことは、県の方も疑問に持っておられるということでもあります。それについての国からの話しは、地域計画でそこを決めてしまえば、営農型というのは出来ない。ということになっていきますので、地域計画できっちり決めてしまうということは大切だという認識を持っておられると聞いてます。しかしながら、根本的に食の安保と言われるのにも関わらず、食でないものを植えるというのはかなり疑問が残る。今後こういった様な疑問については、県、国へ話をしていきたいと思っております。以上です。

議長
議長
議長
議長

はい、他にございますでしょうか。

はい、それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

はい、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

はい、全員挙手により、案が成立しました。

（報告事項）

議長

それでは、報告事項（1）については冒頭に報告がありましたので、報告事項（2）「農地法第3条の3の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局

報告事項（2）「農地法第3条の3の規定による届出書について」 12件

議長

事務局からの説明が終わりました。

議長

それでは、報告事項（3）「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局

報告事項（3）「非農地証明申請について」 6件9筆

議長

事務局からの説明が終わりました。

議長

それでは、報告事項（4）「農地台帳への登録について」事務局より報告を求めます。

事務局

報告事項（4）「農地台帳への登録について」 2件2筆

議長

事務局からの説明が終わりました。

議長

それでは、報告事項（5）「農地法第5条の規定による意見聴取について（回

答)」事務局より報告を求めます。

事務局

報告事項(5)「農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)」です。
この案件につきましては、第4回農業委員会総会(令和6年4月25日開催)
議案第19号にて許可相当と取り扱いしていただいた案件を、広島県農業会議
の方へ意見聴取の方、させていただきました。内容につきましては、世羅町大
字■■■字■■■■■■■■■■ほかに2筆ということで、法面への太陽光発電設備
(一時転用 3年間)ということでございましたが、農業会議の方へ意見聴取
した結果、許可されることに異議はない、ということで回答をいただきました
ので、翌日、双方へ許可証の方、送付させていただいております。以上です。

議長

それでは、報告事項(6)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局

報告事項(6)「農業相談について」 なし

議長

はい、事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長

はい、それでは、連絡事項(1)「今後の日程」について事務局から連絡をお
願います。

事務局

連絡事項(1)「今後の日程」 連絡

議長

はい、他に何かありますでしょうか。

議長

はい、ありがとうございました。これを持ちまして第6回世羅町農業委員
会総会を終了いたします。

(閉会 14 時 54 分)

